

## うつのみや食育フェア 出展・協賛募集

ID 1004763

健康増進課 ☎ (626) 1128

- 日時 10月1日(日) 午前10時～午後3時。
- 会場 宇都宮城址公園。

### ■募集内容

#### 1 ブース出展者

- ▼内容 地産地消の推進、食の知識やマナー、安全性への理解などに関する体験・啓発など。
- ▼対象 食育を啓発・実践している、団体・学校・事業者など。
- ▼定員 先着40団体程度。
- ▼申込期間 7月10～20日(必着)。

#### 2 協賛・ボランティア

- ▼内容 協賛金、物品提供、無償ボランティア。
- ▼対象 食育フェアの内容に賛同できる人。
- ▼申込期間 7月3日～8月17日(必着)。
- 申込方法 総合案内(市役所1階)、保健所(竹林町)、各区・田、市保健センター(トナリエ宇都宮9階)に置いてある募集要項(市田からも取り出し可)の申込書に必要事項を書き、直接または送付・ファクス・Eメールで、〒321-0974竹林町972、うつのみや食育フェア実行委員会事務局(保健所健康増進課内) ☎ (626) 1128、FAX (627) 9244、✉ u19070500@city.utsunomiya.tochigi.jpへ。

路や近隣店舗などへ迷惑駐車をしてはならない。  
▼公園内は原則、禁煙。  
▼花火など、火気を使用しない。



ID 1029345

## 暮らし ルールとマナーを守り 公園を利用しましょう

- ▼公園の水道水で洗車しない。
  - ▼公園外に水を持ち出さない。
  - ▼周りの人の危険になることはしない。
  - ▼自転車で行かない。
  - ▼ドローンやラジコンを飛ばさない。
  - ▼寝泊まりをしない。
  - ▼ごみは持ち帰る。
  - ▼ペットを放さない。
  - ▼ペットのフンや尿は片付ける。
  - ▼乳幼児を一人で遊ばせない。
  - ▼深夜に集まったり、声を上げたりしない。
- 2529 問 公園管理課 ☎ (632) 2529



▲市HP

## 自転車を正しく利用しましょう

ID 1006120

自転車は気軽で便利な乗り物ですが、歩道などに置かれると、歩行者や自転車の通行を妨げるだけでなく、交通事故の原因にもなります。

きちんと駐輪場を利用しましょう。

### ■市営駐輪場をご利用ください

- ▼利用料金 4時間まで=無料、4時間超=1日1回100円。

定期料金では学生割引が受けられません(学生割引の対象者=小中学生、高校生、大学生、専門学校生など)。

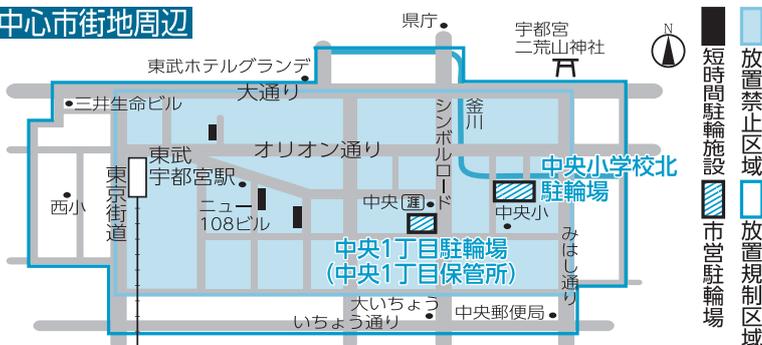
### ■放置自転車は撤去します

中心市街地や鉄道駅周辺は、市の条例に基づく自転車放置禁止・規制区域に指定されており、歩道などに自転車を放置することを禁止しています。

放置自転車は、中央1丁目駐輪場(右上の田参照)で90日間保管します。なお、自転車の返還を受ける際には、撤去と保管の費用として、2,710円が必要です。

問 道路保全課 ☎ (632) 2513

### 中心市街地周辺



### レンタサイクルを利用しよう

駅から駅、街から街への移動にはレンタサイクルがとても便利です。

- ▼利用時間 午前8時～午後9時(当日返却)。
- ▼駐輪場名・問い合わせ先 JR宇都宮駅西口 ☎ (621) 7112、JR宇都宮駅東口第1 ☎ (635) 0859、JR宇都宮駅東口第2 ☎ (635) 9722、中央1丁目 ☎ (635) 6843、中央小学校北 ☎ (637) 7918、JR鶴田駅 ☎ (636) 3725、JR雀宮駅東口 ☎ (653) 2241、JR岡本駅西口 ☎ (671) 0201(返却は8カ所のいずれの駐輪場でも可)。
- ▼利用対象 原則、中学生以上。
- ▼利用料金 普通自転車・電動アシスト自転車=1日1回100円。



環境

**ID 1032256**  
**みやエコ・アクション・ポイントを  
 試行実施します**

カーボンニュートラルの実現に向け、市民一人ひとりの意識改革・行動変容のきっかけとなるよう、環境に優しい行動に対してポイントを付与する「みやエコ・アクション・ポイント」を試行実施します。環境省が推進するエコ・アクション・ポイントを活用し、気軽に楽しみながら取り組める、市民限定エコアクションを設定します。ぜひご利用ください。

▼期間 7月1日～9月30日。

▼ポイント取得方法 「エコ・アクション・ポイント」アプリHP URL1から会員登録し、協力店でエコアクションを実施してQRコードを読み込むかアプリ内で投稿する。

▼その他 詳しくは、54ページまたは、エコ・アクション・ポイントHPをご覧ください。



▲エコ・アクション・ポイントHP

**ID 1020801**  
**もったいない**

**4コマまんがコンクール**

▼募集内容 自分の生活の中でも

「もったいない」と感じていること、実行していることなどを表現した4コマまんが（1人3点まで）。

▼賞 応募作品全体から、特別賞5点。部門ごとに、最優秀賞1点、優秀賞2点。9月中旬に市もったいない運動市民会議HP URL2で発表。

▼対象 市内在住か通勤通学者。

▼申込期限 8月31日（必着）。

▼申込方法 環境創造課（市役所12階）または各区・田・圃に置いてある応募用紙（市HPからも取り出し可）に必要事項を書き、直接または送付・Eメールで、〒320-8540 市もったいない運動市民会議事務局（環境創造課内） ☎（632）2409、✉mottainai@city.utsunomiya.tochigi.jp。

**ID 1022566**  
**SDGs達成に向けた  
 取り組みを募集します**



市内事業者などにおけるSDGsの実践促進を目的に、SDGsの達成に向けた積極的な取り組みを表彰する「うつのみやSDGsアワード2023」を開催します。

ぜひご応募ください。

▼対象 市内事業者など。

▼募集期間 9月22日まで。

▼応募方法 応募シート（市SD

**中小企業向け SBT 認定の  
 取得を支援します**

**ID 1032050**

☎環境創造課 ☎（632）2403

中小企業向け SBT 認定取得に係る申請費用や温室効果ガス排出量の算定、削減目標の設定、削減計画の策定などに必要な費用を補助します。

■SBT 認定とは SBT (Science Based Targets) 認定。パリ協定が求める水準と整合した、5～15年先を目標として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標の国際的な認証制度。

自社のCO2排出量が見える化し、削減していく脱炭素経営には、メリットとして、SDGsへの貢献、光熱水費・燃料費の低減、企業価値の向上による人材獲得力の強化などが見込まれる。

▼対象 事業活動全体に関わる従業員数が500人未満の市内に事業所を有する中小企業など。

▼要件 中小企業向け SBT 認定を取得することなど。

▼補助額 補助対象経費の2分の1（上限100万円）。

▼公募期間 7月5日～8月31日。

▼中小企業向け SBT 認定の目標レベルの例 2030年までに、温室効果ガス排出量を2020年と比較して年4.2%以上削減。

▼その他 詳しくは、市HPをご覧ください。



▲市HP

Gs 人づくりプラットフォームHP URL3から取り出し可）に必要事項を入力し、Eメールで、市SDGs人づくりプラットフォーム運営本部事務局（環境創造課内） ✉miya-sdgs@city.utsunomiya.tochigi.jp



▲市SDGs人づくりプラットフォームHP

▼その他 受賞者の取組紹介動画を作成し、市の広報媒体などで発信します。また、応募いただいた取り組みをデジタル事例集として公表します。その他、詳しくは、市SDGs人づくりプラットフォーム

フォームHPをご覧ください。

☎環境創造課 ☎（632）2404

**ID 1006921**  
**ラジコンヘリコプターで  
 水稲への薬剤散布を実施**

▼期間 7月下旬～8月中旬。

▼時間 午前5時～正午。幹線道路・住宅近隣地などは早朝に散布。

▼対象地区 平石・豊郷・清原・城山・国本・富屋・篠井・河内・上河内地区。

▼実施主体 宇都宮農協水稲病害

虫防除事業推進協議会。

▼注意事項 散布中は散布区域に

入らないようご注意ください。

## 家庭向け脱炭素化促進補助金を 受け付けています ID 1030875

☎環境創造課 ☎(632) 2408

- ▼補助対象機器・金額・事業完了日 下の表の通り。
- ▼申請期間 補助対象機器の事業完了日から1年間。
- ▼その他 詳しくは、市☎をご覧ください。環境創造課へ。また、市の補助金との併用が可能な、県の事業があります。詳しくは、49ページをご覧ください。

補助対象機器	補助額	事業完了日
① ZEH(※1)	1件につき 20万円	引渡日
②太陽光発電システム	1kW当たり 1万円 (最大8万円)	電力会社との電力受給開始日 (買取期間起算日)(※2)
③定置型蓄電池	1kWh当たり 2万円 (最大20万円)	保証開始日
④燃料電池(エネファーム)	1件につき 2万円	保証開始日
⑤給電性能を備えたEV	1件につき 20万円	登録年月日

- ※1 居住誘導区などに実施。
- ※2 自家消費型は系統連系日。

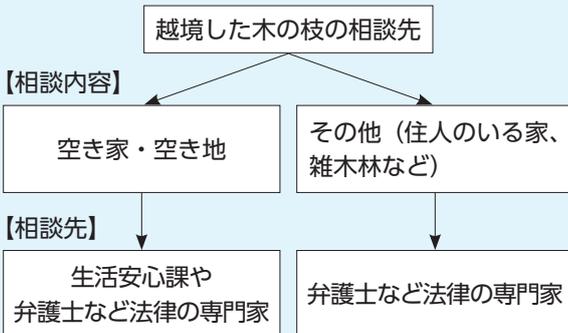
## 空き家や空き地から越境した木の枝の 切り取りルールが改正されました ID 1032282

☎生活安心課 ☎(632) 2266

4月から民法が改正され、隣の空き家や空き地から越境した木の枝について、越境されている土地所有者は、条件を満たした場合に、ご自身で枝を切り取ることができるようになりました。条件など、詳しくは市☎をご覧ください。



▲市HP



- ▼その他 市内在住者を対象に、無料の弁護士法律相談を行っています。詳しくは、46ページをご覧ください。

現在、「井戸水」(松風台専用水道を含む)を使用している一般家庭の下水道使用料は、使用人数に

ID 1002601

井戸水使用人数変更などをお知らせください

## 住まい

- 立ち入らないでください。
- ▼その他 日程については、決定次第、該当地区の各☎に掲示する他、JAうつのみや米麦課☎(625) 3388、農林生産流通課☎(632) 2466

ID 1002587

下水道に  
接続しましょう

公共下水道が整備された地域では、生活排水などは速やかに、くみ取り式トイレは3年以内に水洗トイレに改造し、下水道へ接続することが法律で定められています。本市では、公共下水道が整備された地域で、まだ下水道に接続していないお宅へ職員が戸別訪問し、下水道への接続を案内しています。詳しくは、排水設備指定工事店

基づき算定しています。井戸水使用の中止や使用人数の変更があった場合は、お客さま受付センター☎(633) 1300へ。

ID 1005648

市営住宅の入居者  
7月の募集

- 受付日時 7月3〜7日、午前9時〜午後6時。
  - 受付会場 宇都宮市営住宅管理センター(中央1丁目・東急コミュニケーション)。
  - 抽選会 7月11日(火)。
  - ▼その他 募集住宅や入居申込資格・方法など、詳しくは、宇都宮市営住宅管理センター、住宅政策課(市役所9階)、各☎・☎などに置いてある「入居申込案内」市営
- (市☎から閲覧可)へ。
- ☎お客さまサービス課☎(633) 3127

## お知らせ

ご協力ください  
住民実態調査

住宅入居者募集」をご覧ください。

☎宇都宮市営住宅管理センター☎(678) 8861、住宅政策課☎(632) 2553

住民票をより正確に記録するため、市職員が、直接、自宅を訪問し、住民登録の内容を尋ねる「住民実態調査」を随時実施しています。訪問する市職員は「住民実態調査員証」を携帯していますので、ご確認ください。

☎市民課☎(632) 2271

## 安心・安全

安全に狩猟を  
始めてみませんか

## 1 狩猟免許試験

▼期日 第1回 7月30日(日)、  
第3回 11月12日(日)。

▼会場 清原工業団地管理センター(清原工業団地)。その他、市外でも開催。

▼内容 狩猟免許(①わな猟②第一種銃猟)の試験。

▼受験資格 ①18歳以上②20歳以上の者。

▼定員 各先着50人。

▼試験手数料 他の種類の狩猟免許を有している一部免除者 3900円、それ以外の人 5200円。受験する狩猟免許の種類ごとに手数料が必要です。

▼申込期限 第1回 7月20日、第3回 11月2日。

▼申込方法 申請書(県庁から取り出し可)に必要事項を記入し、直接、受験申請者の住所地を管轄する各環境森林事務所へ。

▼その他 市外での開催など、詳しくは、県庁をご覧ください。自然環境課 ☎(623) 3261へ。

2 狩猟免許試験の費用の一部を補

助します

本市では、有害鳥獣の捕獲の担い手となる狩猟者の育成確保を図るため、狩猟免許(わな猟)を取得する人に、事前講習会や狩猟免許試験に係る費用の一部を補助しています。

詳しくは、農林生産流通課 ☎(632) 2477へ。

## 悠久の丘での

## 火葬に伴う副葬品に

☎1004814  
ご注意ください

ひつぎの中に納める副葬品は、火葬の際に焼骨を傷めることやダイオキシンなどの有害物質が発生する原因などにもなりますので、控えてください。

■特に遠慮いただきたい副葬品

▼焼骨の損傷(変色など)や有害物質発生の原因となるもの 化学合成繊維の洋服や寝具、プラスチックビーズ製枕などのビニール・プラスチック・ナイロン・ポリエステル・化学合成繊維製品。

▼焼骨への焼け付き・爆発のおそれがあるもの 時計、眼鏡などのガラス製品、貴金属製品、スプレー缶、ライター、電池などの危険物。

▼火葬の妨げとなる燃えにくいも

スマートフォンや窓口でできます

## マイナポイントの申し込みはお早めに

☎デジタル政策課 ☎(632) 2094

マイナポイントの申込期限は令和5年9月末です。対象は、令和5年2月末までにマイナンバーカードを交付申請した人で、自宅からスマートフォンやパソコンで申し込みができます。

また、本市では、スマートフォンを持っていない人などを対象に、マイナポイント申込支援窓口を開設しています。

9月末の申込期限の間際には、窓口の混雑が予想されるため、お早めにお越しく下さい。

## ■マイナポイント支援窓口

▼開設時間 午前8時30分～午後5時15分(祝休日を除く)。

▼開設場所 市役所1階市民ホール。

▼持ち物 マイナンバーカード、利用者証明用電子証明書(4桁の暗証番号)、キャッシュレス決済サービスのID、セキュリティコード(サービスによっては事前登録が必要です。あらかじめ市庁でご確認ください)、登録する本人名義の口座情報(金融機関名・支店名・口座番号など)が分かるもの。

▼その他 詳しくは、市庁をご覧ください。



▲マイナポイント  
HP URL2

の 厚い書籍、多量のドライアイス、果物など。

▼その他の副葬品 火葬に伴い危険があるもの。

■その他 ペースメーカーを使用していた場合は、必ず火葬前に申し出てください。

☎悠久の丘 ☎(649) 1150、生活安心課 ☎(632) 2866

市食品安全懇話会の  
委員を募集

☎1020860

▼任期 令和5年10月1日～令和7年9月30日。

▼内容 食品の安全について検討

する会議に出席し、意見を述べる。

▼対象 引き続き1年以上市内に在住する20歳以上の者。原則として、市他の附属機関などの委員や公務員を除く。

▼定員 2人。

▼応募期間 7月3～31日。

▼応募方法 生活衛生課、各区分などに置いてある応募用紙(市庁からも取り出し可)に必要事項を記入し、直接または送付で〒321-0974 竹林町972、保健所生活衛生課へ。

▼選考 書類審査と面接。

☎生活衛生課 ☎(626) 1110

URL1 <https://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/eco/shizenkankyoushizen/syuryomenkyo.html>  
URL2 <https://mynumbercard.point.soumu.go.jp>  
URL3 <https://luup.sc/pr/2023-new-traffic-rule>



## 7月1日から改正道路交通法が施行 電動キックボードの交通ルールが変わります

ID 1032102

7月1日から改正道路交通法が施行され、一定の要件を満たす電動キックボードなどは、特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されます。

法改正に伴い、本市のシェアリングモビリティの実証実験における電動キックボードの交通ルールが変わります。ご確認の上、安全にご利用ください。

☎交通政策課 ☎ (632) 2160

### ■主な変更点

	現 行	改正後
車両区分	小型特殊自動車	特定小型原動機付自転車
速度制限	時速15km	時速20km
走行場所	車道、普通自転車占有通行帯、自転車道、自転車が走行可能な一方通行路（路側帯、歩道の走行は不可）	車道、普通自転車占有通行帯、自転車道、自転車が走行可能な一方通行路（路側帯、歩道の走行は不可）
右折方法	小回り右折	二段階右折
免許	必要（普通自動車免許など）	不要（16歳以上の必要あり）
ヘルメット	任意	努力義務（※）

※本市では、ヘルメットの着用を推奨し、一部の車両貸出・返却場所にヘルメット貸出ボックスを設置し、貸し出しています。

■その他 シェアリングモビリティについて、詳しくは、市☎またはLUUP☎URL3をご確認ください。



▲市☎



▲LUUP☎



## 電動キックボードなどの特定小型原動機付自転車 ナンバープレート交付

☎税制課 ☎ (632) 2205

法改正に伴い、特定小型原動機付自転車用ナンバープレートの交付を7月3日から開始します。

■対象車両 原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を原動力とするもので、次の要件すべてに該当するもの。①原動機の定格出力が0.60kW以下②長さ1.9m以下で、幅0.6m以下③最高速度が時速20km以下。

なお、基準を満たさない物は、形状が電動キックボードなどでも、特定小型原動機付自転車には該当しません。

### ■申請方法

▼新たにナンバーを取得する場合 販売（譲渡）証明書、印鑑（自署の場合は不要）、本人確認書類、対象車両に該当することが分かる書類を用意し、直接、税制課（市役所2階）ま

たは各☎・☎へ。

▼特定小型原動機付自転車用ナンバーへ交換を希望する場合 対象に該当することが分かる書類、取得済みのナンバープレート、標識交付証明書、本人確認書類、印鑑（自署の場合は不要）を用意し、直接、税制課または各☎・☎へ。

### ■ご当地ナンバープレートの交付

本市で登録できるすべての車種を対象とした宇都宮市版ご当地ナンバープレートについて、特定小型原動機付自転車も対象になります。



▲宇都宮市版ご当地ナンバープレート（イラストは特定小型原動機付自転車用）

ID 1009506

## 戦争のない世界へ 平和の日と平和月間 宇都宮市は「平和都市」を宣言しています

本市では、世界の恒久平和に向けた努力を誓うため、平成8年4月1日に平和都市宣言を制定し、宇都宮空襲のあった7月12日を「宇都宮市平和の日」、この日から終戦日である8月15日までを「宇都宮市平和月間」と定めています。

戦争の記憶を風化させず、平和の尊さを次の世代へ引き継ぐことができるよう、皆さんもこの機会に、改めて「平和」について考えてみませんか。

☎男女共同参画課 ☎ (632) 2343

### 学び伝えよう 宇都宮空襲

#### ■宇都宮空襲

昭和20年7月12日午後11時10分に、115機のB-29爆撃機が現在のJR宇都宮駅から東武宇都宮駅の間を中心に焼夷弾を投下し、旧市街地の大半が焼失しました。

空襲で旭町の大いちょうは黒こげになり、枯れてしまったと思われましたが、翌年には葉を茂らせました。

空襲にも負けなかった大いちょうは宇都宮の復興のシンボルとなり、今でも市民に親しまれています。



▲左は空襲直後、右は現在の大いちょう

#### ■第27回宇都宮市平和のつどい

平和のつどいは、戦争の悲惨さを後世に伝え、平和の意識高揚を図るために開催しています。

今年度は、平和に関する映画の上映会などのイベントを実施し、次世代への継承をテーマに平和の心を未来につなげていきます。

▼日時 7月9日(日)午後1時30分～4時30分。

▼会場 東市民活動センター(中今泉3丁目)。

▼内容 平和親善大使広島派遣中学生の紹介。戦時中、子どもたちの命を守るため、若い保育士たちが保育園ごと集団疎開をする姿を描いた映画「あの日のオルガン」の上映。

▼申込方法 当日、直接、会場へ。

▼定員 先着240人。

#### ■うつのみやの戦災展

▼期間 7月7日～8月31日。

▼時間 午前9時～午後7時。

▼会場 清明館(宇都宮城址公園内)。

▼内容 戦災記録保存事業により収集した資料を展示し、宇都宮の戦災について紹介。



©2018「あの日のオルガン」製作委員会

▼その他 戦災記録保存事業報告書「うつのみやの空襲」を販売しています。詳しくは、36ページをご覧ください。

☎文化課 ☎ (632) 2768

#### ■市立図書館5館に平和資料コーナーを開設

▼期間 7月12日～8月15日。

▼内容 「平和ってなに？戦争を知って平和を考えよう」と題した平和関連資料の展示、平和資料ブックリストの配布。



▲平和資料コーナー

#### ■平和啓発パネル展

▼期間 7月10～14日。

▼会場 市役所1階市民ホール。

▼内容 宇都宮空襲などに関するパネル展。

#### ■平和語り継ぎ・語り部講演会

ID 1011851

戦争体験者が市内の小中学校で、宇都宮空襲や原爆被害の実態、戦争の悲惨さや平和の大切さについて講演した動画を、市庁で公開しています。ぜひご覧ください。



▲平和語り継ぎ講演